

ご入院される患者さんへ

# 限度額適用認定証

## の事前申請をお願いします。

入院当日、入院受付に限度額適用認定証をご持参ください。

医療費が高額になった場合、会計窓口でのお支払いを自己負担限度額までに抑えることができる制度です。

**申請場所** 申請が必要かどうかは、ご加入の健康保険組合等（保険者）にお問い合わせください。

ご加入の健康保険組合等（保険者）

例) 国民健康保険加入者……各市区町村窓口

協会けんぽ ……全国健康保険協会各支部

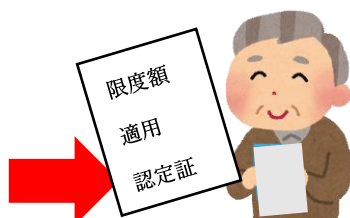
その他の保険 ……各職場の健康保険組合

## 申請の方法

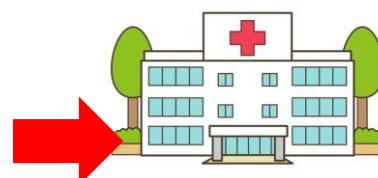
限度額適用認定証をご利用いただくには**事前申請**が必要です。



①申請窓口（保険者）にお問い合わせ、限度額適用認定証を申請する。



②限度額適用認定証が交付される。



③入院受付で限度額適用認定証と保険証を提示する。

注意点：①世帯ごとではなく、受診者ごとに計算します。

②自己限度額は月ごとに計算します。

③医療機関ごと別々に計算します。

④同一の医療機関でも入院と外来は別々に計算します。

⑤同一の医療機関でも内科と歯科は別々に計算します。

⑥保険外負担分（差額ベッド代など）や入院時の食事負担額は対象外となります。